

令和元年11月18日

所属長各位

会津美里町長

令和2年度当初予算編成方針について（通知）

国は、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、国の経済現状として「長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達し、財政面においても、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となる。」とした一方、今後の財政運営については、全ての歳出分野において、類似事業の整理・統合や事業の効率化など、聖域なく改革を進めるとしている。

また、地方財政については、2018年度地方財政計画の水準を確保するが、人口減少を見据え、国・地方での基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進するとともに、地方交付税制度をはじめとする地方行政改革を進めるとしている。

これを受け、8月に示された令和2年度の地方交付税概算要求については、出口ベースで約16.8兆円となり、前年度比約6,398億円、率にして4%の増としている。

さて、本町の財政見通しについてであるが、歳入においては、自主財源の半分を占める町税収入は、人口減少に伴う納税義務者数の減少により減収が見込まれ、また、依存財源である普通交付税については、平成28年度より合併算定替の激変緩和措置期間に入り、4年目となる本年度で、合併算定替交付基準額と比較し約3億6千万円の減額、5年目となる令和2年度には約4億6千万円が減額、一本算定となる令和3年度においては、約5億円が減額となる見込である。また、令和2年度に実施される国勢調査における算定基礎人口の減少により、令和3年度以降の普通交付税のさらなる減額が想定される場所である。

歳出においては、認定こども園整備事業、学校給食センター統合事業、公共施設等の老朽化に伴う大規模改修事業等引き続き大型事業が継続するほか、施設の維持改修経費、高齢化の進展による社会保障費の増加、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加等が見込まれることから、より一層の行財政改革に取り組み、普通交付税が一本算定となる令和3年度に向け、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、令和2年度予算編成においては、第3次総合計画の前期基本計画最終年度であり、5年間の成果が問われるとともに、後期基本計画につながる重要な1年となることから、目標達成に向け、限られた財源や人材を最大限に活かし、選択と集中の考え方を基本に、メリハリのある予算編成が求められている。

また、平成29年5月に実施した長期財政計画のローリングを踏まえ、歳入においては、税収入及び有効な国、県補助金などの財源の確保並びに受益者負担の適正化に努める一方、歳出においては、平成30年度施策評価及び令和元年度の事務事業の進

捗状況等を踏まえ、令和2年度事務事業の必要性、有効性及び優先度を十分に検討し、第3次総合計画重点プロジェクトに係る事務事業の総合的かつ戦略的な取り組みを行うものとする。

以上の点を踏まえ、令和2年度の予算編成にあたり、次の事項に留意し適正に見積もられるよう通知する。

第1 令和2年度予算編成の基本的方針

1 令和2年度予算編成においては、別に定める「令和2年度政策方針」にもとづき、第3次総合計画の重点プロジェクトにおける事務事業を戦略的に取り組むものとし、更なる効果的かつ透明性の高い行財政運営の取り組みを、関係各課連携のもと横断的に実施していくものとする。

なお、引き続き東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については別立てとする。

2 令和2年度の一般財源については、普通交付税の合併算定替の経過措置最終年度となり、合併算定替交付基準額と比較し、約4億6千万円の減額（平成28年度からの累計で約13億円の減額）が見込まれるとともに、町税収入についても、人口減少の影響による減収が見込まれ引き続き厳しい状況にあることから、より一層の財政健全化が必要となっている。予算編成にあたっては、歳入の確保はもとより、職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底した歳出抑制に取り組むこと。

3 令和2年度の歳出予算については、前年度決算額、現年度執行状況等の精査及び、施策の有効性の評価、検証を十分に行い、特に所期の目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を図ることを前提に徹底した見直しを行い、優先順位を定め年度間の財政負担の平準化を図りながら、より一層適切な予算見積もりとすること。

第2 予算編成の基本的事項

1 令和2年度当初予算における現時点での歳入見込みは、国の予算及び地方財政対策の内容が明らかでないことから、的確な額を見通すことは困難ではあるが、厳しい財政状況に変わりはない。本町にとって真に必要となる行政サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展していくためには、歳入に見合った歳出「入るを量りて出ざるを制す」を基本とし、より健全で安定した行財政運営に努め、最小の経費で最大の効果を生み出すこと。

2 当初予算は、総計予算主義の原則に基づき1年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に要求すること。

また、1年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うもの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。

なお、令和2年度の予算査定は「一件査定」とする。

3 令和2年度当初予算は、普通交付税の算定の特例である合併算定替の激変緩和措置の最終年であり、更なる一般財源の縮減が見込まれるため、限られた財源の中で施策の重点化を図り、効率的に配分しメリハリのある予算編成を行うため、課全体で事業の優先度などを十分に検討、調整した上で要求すること。

なお、経営戦略会議で決定される令和2年度の「重点事業」については優先的に予算を配分する。

4 事務事業については、平成30年度最終評価を踏まえた令和元年度中間評価（現状分析）により、事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、令和2年度における効果達成のために必要な改革・改善を行うとともに、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を積極的に行うこと。

5 東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については、通常の歳入歳出とは別に整理すること。

6 国・県の動向を的確に把握し、財源の確保に努めること。

なお、国・県の補助金等が見込みより減額となった場合について、一般財源振り替えは原則認めないので十分注意すること。

7 特別会計及び企業会計については、受益者負担を原則とした独立採算制を基本に、安易に一般会計からの繰入金をもって財源調整を行うのではなく、可能な限り収入の確保に努めるとともに、経営的視点から更なる支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。

また、使用料等については、適時適切な改定を実施すること。

8 令和2年度の歳入（一般財源）については、現時点で見込める可能な限りの収入額を設定するが、現在のところ国・県等の予算編成の詳細が明確になっていないことから、国・県等の動向がわかり次第適宜予算の再調製を行う。